



DX 審査支払機構からのご案内

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構近畿審査事務センター

令和 8 年 10 月号

令和 8 年 10 月

令和 8 年 11 月

① 診療（調剤）報酬請求書等の受付

オンライン請求利用可能期間 (土・日・祝日も送信可能です)	5 日 (月) ~ 7 日 (水) 8:00~21:00 8 日 (木) ~10 日 (土) 8:00~24:00					5 日 (木) ~ 7 日 (土) 8:00~21:00 8 日 (日) ~10 日 (火) 8:00~24:00				
	「請求確定」は毎月 10 日までをお願いします。 ASP 結果の訂正は、毎月 12 日の 21 時までをお願いします。									
電子媒体・紙レセプト受付日	6 日 (火)	7 日 (水)	8 日 (木)	9 日 (金)	10 日 (土)	6 日 (金)	7 日 (土)	8 日 (日)	9 日 (月)	10 日 (火)
	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○
	○：開所 ×：閉所 受付時間：9:00~17:30 郵便等により提出される場合は、毎月 10 日までの必着をお願いします。									

② 紙帳票の発送予定日（電子媒体又は書面による請求の医療機関等）

増減点連絡書等	10 月 5 日 (月)	8 月診療分	11 月 4 日 (水)	9 月診療分
当座口振込通知書	10 月 5 日 (月)	7 月診療分	11 月 4 日 (水)	8 月診療分

③ データ提供日（オンライン請求医療機関等）

対象帳票	ダウンロード 可能期間	提供日	診療月	提供日	診療月
振込額明細等	3 か月	10 月 15 日 (木)	8 月診療分	11 月 15 日 (日)	9 月診療分
当座口振込通知書等 (CSV)		10 月 22 日 (木)		11 月 21 日 (土)	
当座口振込通知書等 (PDF)		10 月 5 日 (月)		11 月 5 日 (木)	
返戻レセプト	12 か月	10 月 5 日 (月)	8 月診療分	11 月 5 日 (木)	9 月診療分
再審査等返戻レセプト		10 月 5 日 (月)		11 月 5 日 (木)	
増減点連絡書等 (CSV)		10 月 5 日 (月)		11 月 5 日 (木)	
支払関係帳票 (PDF)	12 か月	10 月 5 日 (月)	8 月診療分	11 月 5 日 (木)	9 月診療分

オンライン請求システムからのダウンロードのお願い

返戻レセプト・当座口振込通知書等は配信から 3 か月間ダウンロードが可能となりますので、早期にご確認願ひします。
なお、増減点連絡書等 (CSV) と支払関係帳票 (PDF) は 12 か月間ダウンロードが可能です。

④ 当月請求レセプトの取下げ期限日

※当月請求のレセプトの取下げ依頼は、取下げ期限日までに再審査等請求書（取下げ）の提出をお願いします。

再審査等請求書（取下げ）の DX 審査支払機構ホームページ掲載場所：トップページ→様式集→医療機関・薬局・訪問看護ステーションの方→「5. 再審査」

電子レセプトで請求した場合	10 月 19 日 (月)	11 月 19 日 (木)
紙レセプトで請求した場合	10 月 16 日 (金)	11 月 13 日 (金)

⑤ 特定健診・特定保健指導データの送信（提出）締切日

オンライン	10 月 5 日 (月) 利用時間 9:00~21:00	11 月 5 日 (木) 利用時間 9:00~21:00
電子媒体	10 月 5 日 (月) 利用時間 9:00~17:30	11 月 5 日 (木) 利用時間 9:00~17:30

⑥ 支払予定日

診療（調剤）報酬等	10 月 21 日 (水)	8 月診療分	11 月 20 日 (金)	9 月診療分
特定健診・特定保健指導費	10 月 21 日 (水)	8 月診療分	11 月 20 日 (金)	9 月診療分
出産育児一時金等	正常分娩 (10 日提出)	10 月 6 日 (火)	9 月提出分	11 月 5 日 (木)
	正常分娩 (25 日提出) 異常分娩	10 月 21 日 (水)		11 月 20 日 (金)

DX 審査支払機構ホームページに大阪府の情報を掲載しています。

「DX 審査支払機構からのご案内」「ブロックにおける審査上の取扱い」「医療費助成事業の事業内容」 など

◆トップページ → 都道府県情報 → 日本地図または都道府県一覧の「大阪府」よりご覧いただけます。

DX 審査支払機構ホームページに DX 審査支払機構が受託している医療費助成事業を掲載しています。

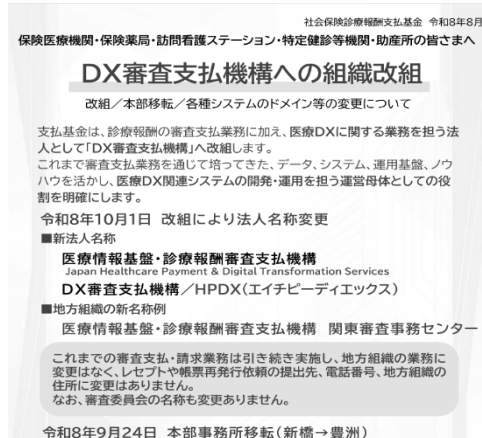
◆トップページ → 診療報酬等の請求・支払 → 医療費助成事業関係業務 → DX 審査支払機構が受託している医療費助成事業

令和8年10月支払基金はDX審査支払機構になりました

令和8年10月1日に社会保険診療報酬支払基金は、診療報酬の審査支払と医療DXに関する業務を担う法人として、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（略称：DX審査支払機構）に改組しました。

DX審査支払機構ホームページでは、変更となる事項を特設ページやリーフレットとして公開していますので、ぜひご覧ください。

DX審査支払機構ホームページURL
<https://www.hpdx.or.jp/>



法人名称変更による振込依頼人名の変更について

改組による法人名称変更に伴い、令和8年10月1日から診療報酬等をお支払いする際の振込依頼人名が変更になります。

※変更前後の振込依頼人名については、セキュリティ対策の観点から公表を控えさせていただいておりますことご理解願います。

近畿厚生局からのお知らせ

近畿厚生局に以下の報告書を郵送にて提出願います。

《妥結率等に係る報告について》

○許可病床数が200床以上の病院及びすべての保険薬局（※）は、「妥結率等に係る報告書」を、令和8年11月末日までに提出する必要があります。

※）報告年度の4月2日以降に新規に指定された保険医療機関または保険薬局は含まない。ただし、遡及指定は含む。

【近畿厚生局ホームページ掲載箇所】

トップページ上部「保険医療機関・薬局・訪看・柔整・あはき関係（お知らせ、手続のご案内）」> 届出・報告のご案内> 1. 診療報酬関係> 妥結率等に係る報告



《初診料及び外来診療料の注2、注3に係る報告について》

○許可病床数が400床以上の病院（一般病床数が200床未満の病院を除く。）等は、「初診料及び外来診療料の注2、注3に係る報告書」を、令和8年10月に提出する必要があります。

【近畿厚生局ホームページ掲載箇所】

トップページ上部「保険医療機関・薬局・訪看・柔整・あはき関係（お知らせ、手続のご案内）」> 届出・報告のご案内> 1. 診療報酬関係> 初診料及び外来診療料の注2、注3に係る報告



★提出先及び報告様式等の詳細は、近畿厚生局ホームページをご覧ください。

発行所 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構近畿審査事務センター
〒530-8327 大阪市北区鶴野町2番12号
TEL 06-6375-2321（代表）
FAX 06-6375-0702

発行 令和8年10月1日